

受検要件について

技術検定の受検要件の概要(1級)

種目	学 歴 ・ 資 格 等	受検に必要な実務経験年数※1	
		指 定 学 科	指 定 学 科 以 外
共通	大 学	卒業後 3年以上	卒業後4年6ヶ月以上
	短 期 大 学 校 高 等 専 門 学 校	卒業後 5年以上	卒業後7年6ヶ月以上
	高 等 学 校	卒業後8年以上※2	卒業後9年6ヶ月以上※2
	上 記 以 外	卒業後13年以上※2	
	2級技術検定合格者	2級合格後3年以上※2	
建築	二 級 建 築 士	合格後5年以上	
電 気 工 事	電 気 主 任 技 術 者 (第 1 種 ~ 第 3 種)	免状交付後6年以上	
	第 1 種 電 気 工 事 士	(実務経験不要)	
管工事	1 級 配 管 技 能 士	合格後10年以上	
造 園	1 級 造 園 技 能 士	合格後10年以上	

※ 専修学校の専門課程卒業者のうち、高度専門士を称する者については大学卒業同等、専門士を称する者については短大卒同等、その他の者については高等学校卒業と同等とする

※1 実務経験の年数には、「指導監督の実務経験年数1年以上」が含まれていなければならない

※2 実務経験の年数には、「5年以上の実務経験の後に専任の監理技術者のもとの実務経験2年以上」または「専任の主任技術者としての実務経験1年以上」が含まれていなければならない。
含まれない場合には、+2年の実務経験が必要

技術検定の受検要件の概要(2級)

種 目	学 歴 ・ 資 格 等	受検に必要な実務経験年数		
		学 科 試 験	実 地 試 験	
			指 定 学 科	指 定 学 科 以 外
共 通	大 学	条 件 な し ※ 1	卒業後1年以上	卒業後1年6ヶ月以上
	短 期 大 学 校 高 等 専 門 学 校		卒業後2年以上	卒業後3年以上
	高 等 学 校		卒業後3年以上	卒業後4年6ヶ月以上
	上 記 以 外		8 年 以 上	
建 築 (軀 体)	技 能 検 定 合 格 者 ※ 2		合格後4年以上※2	
建 築 (仕 上 げ)	技 能 検 定 合 格 者 ※ 2		合格後4年以上※2	
電 気 工 事	電 気 主 任 技 術 者 (第 1 種 ~ 第 3 種)		免状交付後1年以上	
	第 1 種 電 気 工 事 士		(実務経験不要)	
	第 2 種 電 気 工 事 士		免状交付後1年以上	
管 工 事	1 級 配 管 技 能 士		合格後4年以上	
造 園	1 級 造 園 技 能 士	合格後4年以上		

※ 専修学校の専門課程卒業者のうち、高度専門士を称する者については大学卒業同等、専門士を称する者については短大卒業同等、その他の者については高等学校卒業と同等とする

※1 当該試験年度の年度の末日における年齢が17歳以上の者

※2 告示で指定する関連する検定職種に限る(なお、「エーエルシーパネル施工」とするものに合格した者については「建築(躯体)」、「れんが積み」とするものに合格した者については「建築(仕上げ)」に関して実地試験受験に実務経験は不要)

電気通信工事の主任技術者の資格要件

主任技術者の資格要件に位置づけられている資格のうち、一部の資格については、技術検定の受検要件に位置づけられている。

電気通信工事業においては、**電気通信主任技術者**が、主任技術者の資格要件に位置づけられている。(資格者証交付後5年以上の実務経験で、主任技術者になることができる)

業種区分	主任技術者の資格要件
電気通信工事業	電気通信事業法第46条第3項の規定による 電気通信主任技術者 資格者証の交付を受けた者であって、その資格者証の交付を受けた後電気通信工事に 関し5年以上実務の経験を有する者

電気工事業においては、**第1種、第2種、第3種電気主任技術者**が、主任技術者の資格要件に位置づけられており(免状交付後5年以上の実務経験で、主任技術者になることができる)、技術検定の受検要件にも位置づけられている。

業種区分	主任技術者の資格要件
電気工事業	電気事業法による 第1種電気主任技術者免状、第2種電気主任技術者免状 又は第3種電気主任技術者免状 の交付を受けた者であって、その免状の交付 を受けた後電気工事に 関し5年以上実務の経験を有する者

○ **電気通信主任技術者**についても、**第1種、第2種、第3種電気主任技術者**と同様に、
技術検定の受検要件に位置づけられないか。

電気通信工事に係る技術検定の受検要件

現在、免許(資格者証)交付後5年の実務経験により主任技術者になることができる**電気通信主任技術者と電気主任技術者について、比較すると下記のとおり。**

国家資格	受験資格 免許交付	技能(実地) 試験	関係法令上の技術者の役割
第一種、第二種、第三種 電気主任技術者	—	—	【電気事業法】 事業用電気工作物の工事 、維持及び運用に関する保安の 監督 をさせるため、(中略)主任技術者免状の公布を受けている者のうちから、主任技術者を専任しなければならない。(法第43条)
電気通信主任技術者	—	—	【電気通信事業法】 事業用電気通信設備の工事 、維持及び運用に関する事項を 監督 をさせるため、(中略)電気通信主任技術者を専任しなければならない。(法第45条)

- **電気通信主任技術者は、一定規模以上(事業用)の電気通信設備の工事、維持及び監督に従事しており、関係法令上の技術者の役割は電気主任技術者と同等と考えられることから、電気通信工事に係る技術検定の受検要件に位置づけてはどうか。**
- **また、受検要件としての実務経験年数は電気主任技術者と同等としてはどうか。**

電気通信工事(一級)

国家資格	受験資格 免許交付	技能(実地) 試験	関係法令上の技術者の役割	一級受験
				実務経験
電気通信主任技術者	—	—	【電気通信事業法】 事業用電気通信設備の工事 、維持及び運用に関する事項を 監督 をさせるため、(中略)電気通信主任技術者を専任しなければならない。	六年以上*

※実務経験の年数には、「指導監督的実務経験年数1年以上」が含まれていなければならない

電気通信工事(二級)

国家資格	受験資格 免許交付	技能(実地) 試験	関係法令上の技術者の役割	二級受験
				実務経験
電気通信主任技術者	—	—	【電気通信事業法】 事業用電気通信設備の工事 、維持及び運用に関する事項を 監督 をさせるため、(中略)電気通信主任技術者を専任しなければならない。	一年以上